

令和4年（納）第41号

課 徴 金 納 付 命 令 書

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

株式会社ニチイ学館

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

株式会社ニチイ学館（以下「ニチイ学館」という。）は、課徴金として金1億2134万円を令和5年5月18日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

ニチイ学館は、別添令和4年（措）第6号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙1記載の業務（以下「特定医事業務」という。）について、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定医事業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項に規定する役務の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア ニチイ学館は、特定医事業務の受託事業等を営んでいた。

イ ニチイ学館が前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成28年1月10日以前であると認められる。また、ニチイ学館は、平成3

1年1月11日以降、当該違反行為を行っておらず、同月10日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、ニチイ学館については、当該違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の独占禁止法（以下「改正前の独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定により、実行期間は、平成28年1月11日から平成31年1月10日までの3年間となる。

ウ 前記実行期間における特定医事業務に係るニチイ学館の売上額は、改正法附則第6条第1項のなお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第260号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙3記載の業務に係る24億2682万2932円である。

- (2) ニチイ学館は、改正前の独占禁止法第7条の2第11項第1号の規定により、公正取引委員会による調査開始日である令和元年5月14日前に、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号）による改正前の課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号。以下「改正前の課徴金減免規則」という。）第1条に定めるところにより、単独で、前記1の違反行為をした事業者のうち2番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者であり、改正前の課徴金減免規則第2条に規定する提出期限までに、改正前の課徴金減免規則第3条及び第6条に定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者である。また、ニチイ学館は、公正取引委員会による調査開始日である令和元年5月14日以後において、当該違反行為をしていた者でない。したがって、ニチイ学館は、改正法附則第6条第5項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第11項第1号及び第4号

に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者である。

- (3) ニチイ学館が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、改正法附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第1項の規定により、前記24億2682万2932円に100分の10を乗じて得た額から、改正法附則第6条第5項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第11項の規定により当該額に100分の50を乗じて得た額を減額し、独占禁止法第7条の8第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された1億2134万円である。

よって、ニチイ学館に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和4年10月17日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 吉 田 安 志

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

別紙 1

愛知県又は岐阜県に所在する下表記載の病院において、当該病院の開設者又は管理者が入札等の方法により発注する医事業務

番号	病院名
1	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（令和3年3月31日以前は名古屋市立西部医療センター）
2	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター
3	独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院（平成28年3月31日以前は独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院）
4	独立行政法人国立病院機構東尾張病院
5	一宮市立市民病院
6	一宮市立木曾川市民病院
7	常滑市民病院
8	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（平成27年3月31日以前は独立行政法人国立長寿医療研究センター）
9	あいち小児保健医療総合センター
10	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会愛知県三河青い鳥医療療育センター（平成28年3月31日以前は愛知県心身障害児療育センター第二青い鳥学園）
11	愛知県立愛知病院（令和2年10月14日以前は岡崎市立愛知病院。平成31年3月31日以前は愛知県がんセンター愛知病院）
12	岡崎市民病院
13	碧南市民病院
14	豊橋市民病院
15	豊川市民病院
16	自衛隊岐阜病院（令和4年3月17日閉鎖）
17	大垣市民病院
18	独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院
19	J A岐阜厚生連東濃中部医療センター土岐市立総合病院（令和2年3月31日以前は土岐市立総合病院）
20	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院

別紙 2

番号	用語	定義
1	入札等	一般競争入札（総合評価落札方式によるものを含む。）、指名競争入札、プロポーザル又は見積り合わせ
2	プロポーザル	公告により所定の条件を付して参加希望者を募り、又は参加者を指名し、参加者に見積書、業務提案に係る資料等を提出させた上で、業務提案等についての説明を受け、それらを所定の評価基準により評価し、参加者の中で評価点の最も高い者を契約候補者として選定した後、当該契約候補者との間で、業務内容、契約価格等に係る交渉を行うなどして契約の内容を確定し、随意契約により契約を締結する方法
3	医事業務	病院における患者の受付業務、療養の給付に関する費用の計算業務、会計業務、療養の給付に関する費用の保険者への請求業務（これらの業務以外の業務が併せて発注される場合、当該業務を含む。）

別紙 3

課徴金算定対象業務一覧

番号	病院名	案件名	開札等年月日
1	名古屋市立西部医療センター	西部医療センター医療事務業務委託	平成29年7月26日
2	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	業務委託（医事業務）	平成28年2月16日
3	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	業務委託（医事業務）	平成29年1月24日
4	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院	医事課業務	平成27年3月17日
5	独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院	医事課業務	平成30年3月9日
6	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院	会計窓口業務	平成27年3月17日
7	独立行政法人国立病院機構東尾張病院	医事業務委託契約	平成28年5月16日
8	あいち小児保健医療総合センター	あいち小児保健医療総合センター医事業務	平成28年7月27日
9	自衛隊岐阜病院	部外委託医事業務等役務	平成27年3月25日
10	自衛隊岐阜病院	部外委託医事業務等役務	平成28年3月24日
11	自衛隊岐阜病院	部外委託医事業務等役務	平成29年3月27日
12	自衛隊岐阜病院	部外委託医事業務等役務	平成30年3月13日
13	土岐市立総合病院	土岐市立総合病院医事業務委託	平成28年12月5日

番号	病院名	案件名	開札等年月日
14	地方独立行政法人岐 阜県立下呂温泉病院	平成27年度医事業務委 託事業	平成27年3月12日